

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (物品)

契約番号 : 6825

件名	海老名市立柏ヶ谷小学校ほか2校屋内運動場空調設備賃貸借	
履行場所	海老名市柏ヶ谷 1090 番地ほか2か所	
期間	令和6年6月4日 ~ 令和11年8月31日	
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○長期継続契約○入札は期間全体の税抜金額	
予定価格	116,011,500 円 (税込)	105,465,000 円 (税抜)
入札方法等	条件付一般競争入札(電子入札)	
質疑 (同等品や仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	900 物件の借入れ	
	発注区分 区分の詳細は入札公告 で確認してください。	第 4 区分	第1・第2区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○令和2年4月1日以降、国及び地方公共団体と契約した学校施設への「空調設備賃貸借」の履行実績を有すること(履行中も含む)。	
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「履行実績・許認可等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・履行実績を確認できる書類(契約書の写し等)		
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)	開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。 (落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。) ○年度別支払金額内訳書(本概要書添付の内訳書を使用してください。)		

仕 様 書

1 件名

海老名市立柏ヶ谷小学校ほか2校屋内運動場空調設備賃貸借

2 設置場所

海老名市柏ヶ谷1090番地（海老名市立柏ヶ谷小学校）

海老名市門沢橋一丁目19番1号（海老名市立門沢橋小学校）

海老名市国分南三丁目11番1号（海老名市立海老名中学校）

3 機器設置位置

別紙「参考設置仕様」のとおりとする。

4 賃貸借機器

柏ヶ谷小学校 5セット

門沢橋小学校 4セット

海老名中学校 6セット

定格能力 (kW)		定格消費電力 (kW)		参考機器型番
冷房	暖房	冷房	暖房	
10.0	11.2	2.01	2.20	KBHP-GP112-S3

※参考機器型番は、室内機・室外機・リモコン等の標準付属品一式のセット型番とする。

※参考機器型番以外で入札する場合は、事前に申請して市の承諾を得ること。承諾を得ていない機器での入札は無効とする。

※室内機には、風量ボリュームコントローラー、可変風向ガイド、ドレンパン、吸込フィルター、防護（防球）ネットを取り付けること。

※コインタイマー（参考型番：TD-AD-100N）を設置し、通常時と制御を切り替えられるようにすること。

5 設置仕様

別紙「設置仕様書」のとおりとする。

6 賃貸借期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで（60箇月）

※令和6年8月26日までに賃貸借機器の設置を完了、試運転を実施し、稼働できる状態とすること。

7 支払方法

毎月、前月の使用期間経過後、賃貸人の請求に基づき支払うものとする。

8 設置の確認及び搬入、設置等の経費

- (1) 賃貸借機器の設置工事にあたっては、事前に設計図書を提出し、市の承諾を得てから着手すること。
- (2) 賃貸借機器の搬入、設置その他付随する作業に要する経費は、賃貸人の負担とする。
- (3) 賃貸借機器の設置完了後、速やかに完成図書を提出し、設置内容・作業内容等全般について、各設置場所で説明すること。
- (4) 賃貸借機器の使用説明会（操作方法、緊急時の対応等）を実施すること。なお、説明に必要な資料や機器は賃貸人の負担とする。
- (5) 賃貸借機器に所有者・賃貸借期間を表示するシールを貼付し、リース物件であることを表示すること。

9 保守・点検

- (1) 賃貸借機器に不具合が生じた場合は、原則として連絡を受けた日の翌日までに保守要員を派遣し、修理、点検等必要な措置をとること。ただし、市の責めに帰すべき事由により修理若しくは調整の必要が生じたとき、または市の都合により機器の設置場所の変更、他の機器の取り付け等を行う場合は、市と費用負担について別途協議する。
- (2) 賃貸借機器の修理に必要な光熱水費は、市が負担する。
- (3) 賃貸借機器の配線、配管等は修理の対象に含むものとする。
- (4) 賃貸人は、賃貸借機器の室内機のフィルター清掃を年2回（冷房運転前、暖房運転前）実施すること。
- (5) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）（(改正新法平成27年4月施行（略称「フロン排出抑制法」））その他の関連法規を遵守し、年4回（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）の点検を行うこと。

10 その他

- (1) 市の都合（大規模改修事業や改築工事等）により賃貸借機器の変更（撤去、移設、増設、一時撤去等）する場合は、原則として契約変更とする。但し、市との協議により、軽微な変更と認められる場合にはこの限りではない。
- (2) 賃貸人は、本契約の対応組織表を作成し、速やかに市に提出すること。
- (3) 賃貸人は、本契約中、自らを保険契約者とした動産総合保険に加入すること。また、保険料は賃貸人が負担すること。
- (4) 賃貸人は、契約期間終了後の本契約に附帯する全ての設備をしに無償譲渡すること。
- (5) 賃貸借機器にかかる公租公課は、賃貸人が負担すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項等で疑義が生じた場合は、市との協議により決定する。
- (7) 海老名中学校における作業のために県道杉久保・座間線を使用する際には、海老名警察署の許可が必要であることから、契約締結後、速やかに申請手続きを行うこと。

設置仕様書

設置は、本仕様記載内容またはそれ以上の仕様とすること。

1 設置仕様の原則

- (1) 原則として本設置仕様書に基づいて設置するものとするが、記載のない事項については、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備編工事編、機械設備工事編）を参考に市担当者と協議の上、対応すること。
- (2) 室内機及び室外機の設置位置等は、別紙「参考設置仕様」を原則とするが、位置等を変更する必要がある場合には、市担当者と協議のうえ、変更すること。
- (3) 設置工事着手前に打合せを行い、詳細な実施工程、図面及び設置機器に係る資料を提出し、承諾を得たうえで着手すること。
- (4) 設置する機器、配管その他一式はすべて新品とし、可能な限り環境配慮、省エネルギー、省ランニングコストの製品、グリーン購入法の特典調達物品または相当品とすること。
- (5) 設置に当たり仕様等に変更が生じる場合は、市担当者と協議を行い、承諾を得ること。また、設置期間を考慮し、受託者の責任において作業を行うものとする。

2 機器据付（室外機）

- (1) 室外機は防振ゴム又は防振架台・SUS製ボルト（ダブルナット）仕様とし、耐震計算により安全性を確認すること。また、機器のレベル調整を行い、機器ごとに規定されたサービススペースを確保すること。
- (2) 地上設置の基礎はスライドブロックとし、転倒防止対策をすること。
- (3) 壁面設置の場合は壁面架台上に設置し、転倒防止対策をすること。
- (4) フェンスで覆うこと。ただし、児童・生徒が立ち入らない箇所は不要とする。
なお、フェンスは、日本工業規格（JISA6518 ネットフェンス構成部材、JISA6513 金属製格子フェンス及び門扉）の強度基準に基づいて設計され、かつ、耐久性を有するメッシュフェンスを使用すること。
- (5) その他の詳細については、市担当者と協議すること。

3 機器据付（室内機）

- (1) 防球対策を施すこと。
- (2) 結露対策を講じること。
- (3) 設置場所に照明器具、感知器（自動火災報知設備・人感センサー等）等がある場合は、市担当者と協議の上、機能上の問題が生じない位置に移設すること。
- (4) 機器は転倒や落下等が発生することのないよう、アンカーの強度を耐震計算等により確認のうえ、躯体部分に強固に架台を設置し、その架台上に設置すること。

4 配管

- (1) 冷媒配管仕様は、冷媒用被覆銅管とし、施工はメーカー仕様に準ずること。保温厚はガス

管 20mm以上、液管 10mm以上とする。

- (2) 冷媒配管の被覆について、屋外は、S U S 製鋼板とし、屋内露出部分は、樹脂製とする。ただし、配管が露出するなど防球対策が必要な箇所は、市と協議のうえ、室内機の防球対策と同等の金属製ダクト又は保護ガード等を取り付けること。
- (3) ドレン管はV P 管（硬質ポリ塩化ビニル管）とし、施工はメーカー仕様に準ずること。ドレンは、市の基準に適合すること。
- (4) ドレン配管は、逆勾配、二重トラップ等が生じないようにすること。なお、勾配が取れない箇所については、ドレンポンプ等を設置して対処すること。
- (5) 室内機にはドレンパンを設置し、ドレン配管も含め、結露対策をすること。
- (6) 配管支持金物について、室内はユニクロメッキ仕上げ製、室外は溶融メッキ製またはS U S 製とすること。

5 配管貫通

- (1) 配管は建築構造物（梁・柱・構造壁等）を貫通させないこととし、窓・壁・床を貫通させることとする。また、壁又は床を貫通させる場合は非破壊検査を実施すること。
- (2) 窓ガラスを貫通する場合は既存ガラスを撤去したうえでアルミパネルを取り付け、窓の開放制限を講じること。
- (3) 外部貫通部分は、漏水がないように設置すること。（シーリング等の措置をすること。）

6 配管試験

- (1) 冷媒管は、乾燥窒素（ドライガス）にてメーカーの定める試験圧力で気密試験を行うこと。（24 時間以上）
- (2) ドレン管は、必ず通水試験を行うこと。

7 受変電設備

- (1) 受変電設備の改修が必要な場合は、改修計画図を作成し、速やかに市担当者及び電気主任技術者に提出し、承諾を得てから施工すること。
- (2) 受変電設備の改修は、自家用電気工作物保守業者（電気主任技術者）の立会いのもとに行うこと
- (3) 受変電設備の改修に伴い、関係各省庁への届出等が必要となった場合は、書類作成及び手続を行うこと。
- (4) 受変電設備の改修に起因して、賃貸借期間中に学校施設内に障害が発生した場合は、修理にかかる費用及び原因究明にかかる費用は受注者が負担するものとする。また、復旧後、速やかに障害内容、障害原因及び写真（障害箇所、修理状況）等を明らかにした報告書を市担当者へ提出すること。

8 機器一次側配線

- (1) 手元開閉器盤は室外機設置場所付近の外壁等を利用して設置すること。また、手元開閉器盤の回路名称は室外機・室内機番号と合わせ、各機器の回路が判別できるようにすること。
- (2) 電線管・ボックス等について、屋内露出部分はステンレス製を除きエッチングプライマー

1回、調合色2回塗りとすること。屋外電線管（コネクタ等含む）は溶融亜鉛メッキ製とし塗装を要しない。また、電線管等の支持金物は溶融亜鉛メッキ製またはSUS製とし、かつ建物に雨水が入らないよう十分な防水処理を行うこと。また、屋外で使用するプルボックスは防水型ステンレス製とすること。

- (3) ケーブルは、原則として新設電線管通線とするが、既設の電線管（埋設配管を含む。）及びケーブルラック等を使用できる場合は、市担当者と協議の上、使用の可否を決定すること。
- (4) 使用するケーブル類は、原則としてエコ仕様とすること。
- (5) 新設する電線管等の支持金具が手の届く範囲にある場合には、安全のためカバー等を取り付けること。
- (6) 配管配線は適切な位置にプルボックスを設置すること。

9 機器二次側配線

- (1) 電源線及び信号線はメーカー基準に準ずること。また、冷媒管と共巻施工とすること。
- (2) リモコン線は、メーカー基準に準ずること。また、リモコンは鍵付きボックスに収納すること。設置位置は市と打ち合わせの上、設置すること。

10 仮設

- (1) 仮設計画については、施設運営を最優先で作成のうえ、事前に市へ提出し承諾を得ること。
- (2) 養生は関係箇所全般とし、ゴミ・ホコリ等が飛散しないように徹底すること。
- (3) 資材置場及び廃材置場は、学校担当者と打合せの上、決定すること。また適切に養生すること。
- (4) 設置中の危険な箇所には、バリケード、囲い、カラーコーン等を設置し、立ち入り禁止箇所が判るように看板等で明示すること。

11 施工留意点

- (1) 機器設置に際しては、児童、生徒及び職員の安全に十分配慮するとともに、日常の学校活動に支障をきたさぬよう、市及び学校担当者の指示に従うこと。
- (2) 機器設置前に市及び学校担当者と室内機、室外機の設置場所、資材置場、車両駐車位置、設置スケジュール、安全対策、行事予定、使用トイレ、鍵の管理及び近隣対策については十分打ち合わせること。
- (3) 日常の作業実施に当たっては、学校担当者に開始及び終了の報告をすること。
- (4) 学校休業日の作業は、事前に学校担当者と協議の上、実施すること。
- (5) 作業にあたっては、交通誘導員や警備員を配置する等、施設利用者の安全確保や周辺住民等への安全・環境確保に努めること。
- (6) 施設内及び敷地内は全面禁煙とする。
- (7) 救助袋等緊急避難設備の障害にならないよう確認すること。
- (8) 近隣民家への騒音対策を講じること。苦情等が発生した場合には、誠意をもって対応すること。
- (9) 既存構造物の形状変更は、必要最低限に止めること。
- (10) 既存設備等の保守・点検の障害にならないよう確認すること。

- (11) 機器搬入に伴う重機（クレーン車・ユニック車等）の使用は、事前に市及び学校担当者に連絡の上、周りに十分注意し、作業を行うこと。また、道路使用をする場合の申請手続き及び手数料等の経費は、賃貸人の負担とする。
- (12) 工事車両・運搬車両等の道路の通行について、関係署官庁と速やかに協議を実施し、関連法令を遵守するとともに必要な手続きを行うこと。また、関係署官庁との協議記録及び申請書類等は速やかに市担当者へ報告すること。
- (13) 敷地内に重機車両等を持ち入れる場合は、必要かつ十分な養生を実施すること。万一、損傷した場合は、賃貸人の費用で復旧すること。
- (14) 機器設置終了後、速やかに、完成図書（機器設備図、電気配線図、取扱説明書、試験結果報告書等）及び写真（設置前、設置中、設置後）を取りまとめ、以下を報告書として提出すること。
 - ア Excel、PDFデータ及びCADデータCD-R1枚
 - イ 印刷物2部
 - ウ 保証書1部
- (15) 簡潔な機器操作手引書を作成し、機器操作方法を十分に説明すること。
- (16) 設置した盤、機器に賃貸借物件である旨を表示すること。また、室外機と室内機の組合せが相互にわかるような表示を本体に施すこと。
- (17) 設置期間中に発生した設備等の汚れ及び破損・物損は、賃貸人の責任において原状回復すること。
- (18) 労災保険の適用は、賃貸人負担とし、作業中に生じた事故・損害の一切の責任を負うものとする。
- (19) 仕様書等に記載のない事項であっても、設置または使用の際に当然に必要となる事象については、賃貸人の負担において実施すること。
- (20) 停電作業は、事前に市及び学校担当者と協議の上、日時を決定すること。また、受電設備の停電操作については、自家用電気工作物保守業者（電気主任技術者）と立会いのもと実施すること。なお、経費は賃貸人負担とする。
- (21) 停電時間帯に供給する必要がある設備は、賃貸人が仮設電源（発電機等）を設置し対応すること。なお、供給方法及び供給範囲については、市担当者との協議により決定し、経費は賃貸人負担とする。
- (22) 改修に係る電気回路の絶縁抵抗測定を改修前後に行うこと。
- (23) 機器作動、配管類、電気設備等の必要な試験を行い、異常の有無を確認、報告すること。
- (24) 運搬・搬入作業に伴い生じた養生材、梱包材等は、賃貸人が引き取り処分すること。
- (25) 本契約により発生する廃棄物については、各種法令等に基づき、确实かつ適正に処理すること。
- (26) アスベスト含有箇所の施工にあたっては、適正な措置を講じ飛散を防止すること。
- (27) 原則、工期中も施設は使用できるものとする。施設利用の停止を要する工事を実施する場合は、事前に市及び学校担当者と協議のうえ、日時等を決定すること。

柏ヶ谷小学校 参考設置仕様

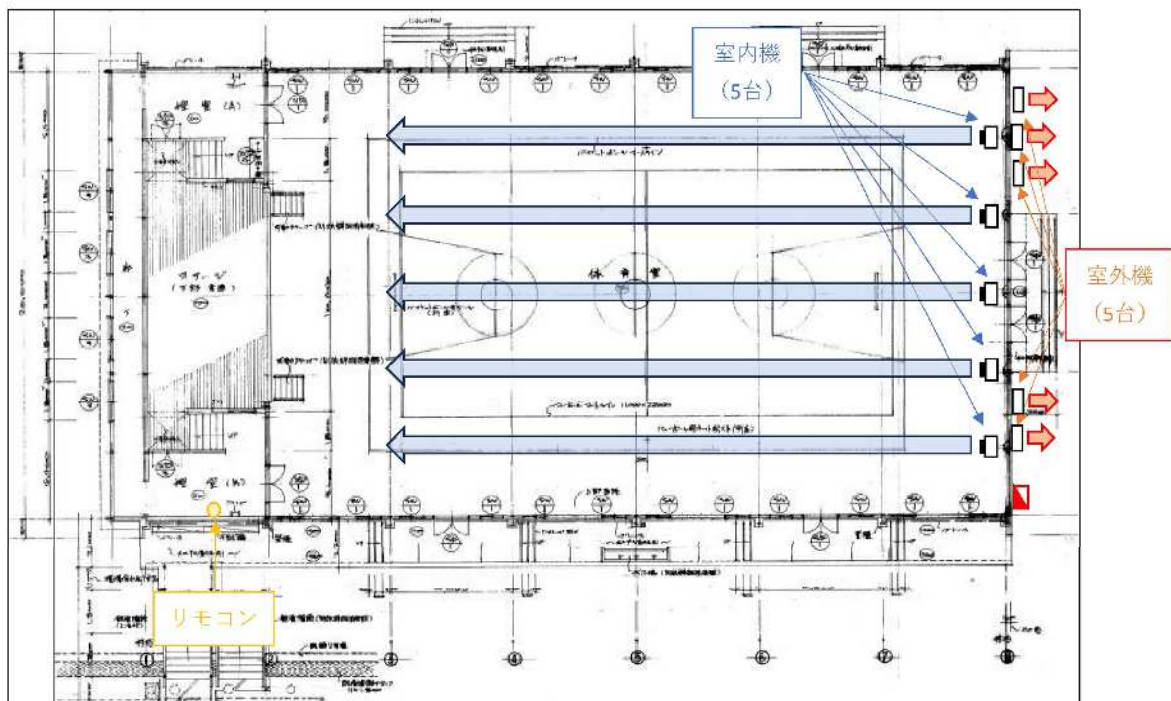
1. 施設概要

- ・施設名：海老名市立柏ヶ谷小学校
- ・フロア面積：660 m² (33m×20m)

2. 設置仕様

- ・設置台数：5台 (132 m²/台)
- ・機器設置：室内機 ステージ対面側壁面5台 (補強必要)
室外機 壁面ブラケットにて5台 (室内機裏面に各2台、3台)
※安全ネット使用
リモコン、風量ボリュームコントローラ 鍵付の盤内に設置
コインタイマー リモコン付近の壁面に設置
- ・動力：既設受変電設備内動力盤 (トランス増設 (50kVA))
室外機付近に手元盤設置
- ・その他：外壁波板スレート板にアスベスト含有

3. 設置図



門沢橋小学校 参考設置仕様

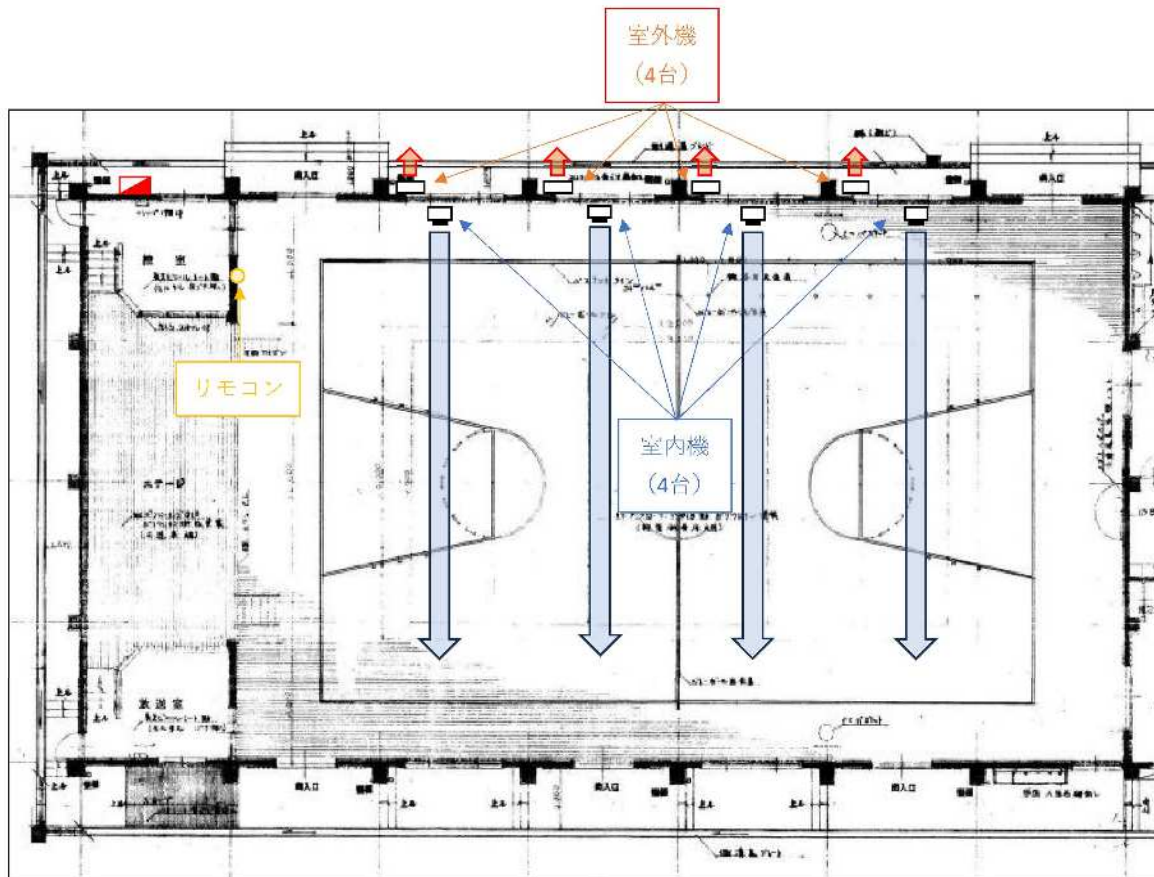
1. 施設概要

- ・施設名：海老名市立門沢橋小学校
- ・フロア面積：540 m² (30m×18m)

2. 設置仕様

- ・設置台数：4台 (135 m²/台)
- ・機器設置：室内機 ギャラリー上床置4台 (北側長手方向に4台配置)
※一部手摺補強
室外機 スライドブロック上4台 (北側長手方向に4台配置)
※安全ネット使用
リモコン、風量ボリュームコントローラ 鍵付の盤内に設置
コインタイマー リモコン付近の壁面に設置
- ・動力：既設受変電設備内動力盤 (トランス増設 (50kVA))
室外機付近に手元盤設置

3. 設置図



海老名中学校 参考設置仕様

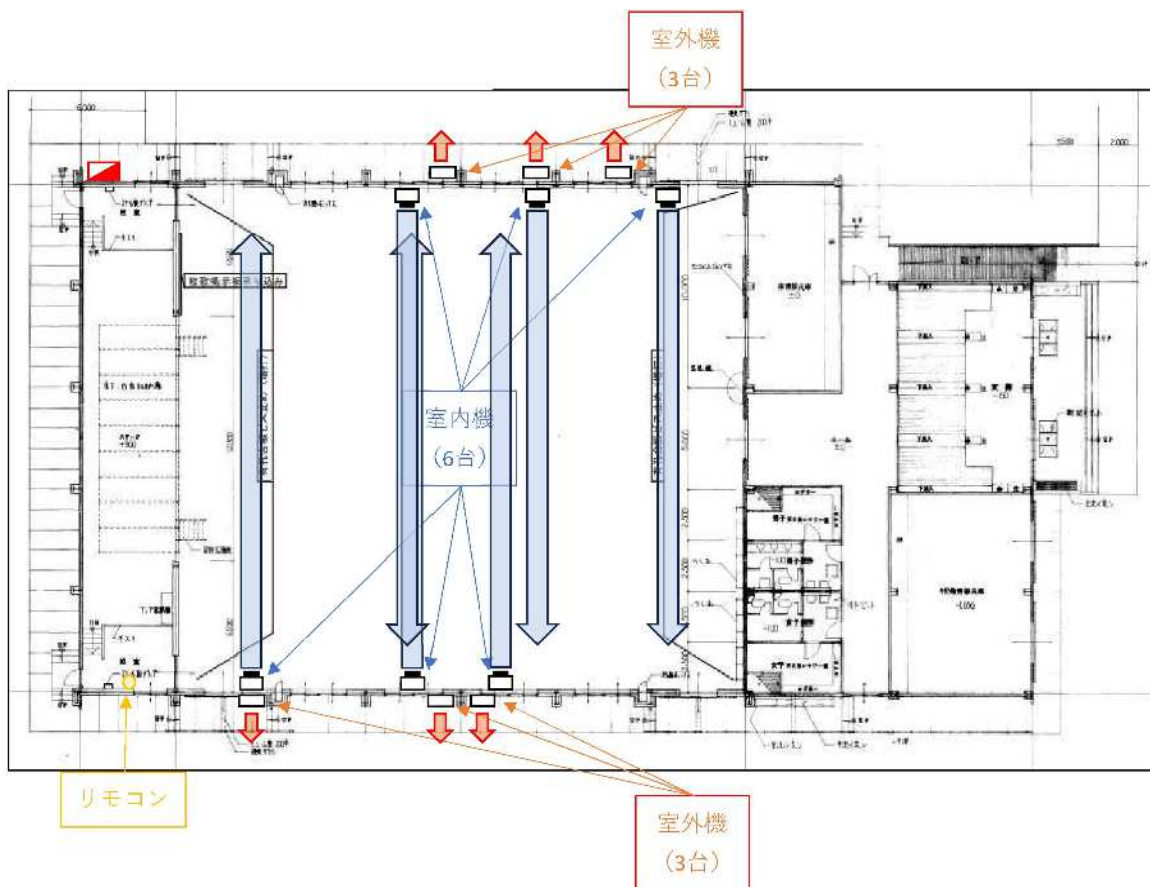
1. 施設概要

- ・施設名：海老名市立海老名中学校
- ・フロア面積：750 m² (30m×25m)

2. 設置仕様

- ・設置台数：6台 (125 m²/台)
- ・機器設置：室内機 ギャラリー上床置6台設置 (長手方向に3台ずつ配置)
※プレス設置場所は手摺支柱断熱
室外機 スライドブロック上6台設置 (長手方向に3台ずつ配置)
※安全ネット使用
リモコン、風量ボリュームコントローラ 鍵付の盤内に設置
コインタイマー リモコン付近の壁面に設置
- ・動力：体育館付近既設引込み動力盤 (ブレーカー150A に交換)
室外機付近に手元盤設置
- ・その他：室内壁吹付タイルにアスベスト含有

3. 設置図



支払金額内訳書

件名	海老名市立柏ヶ谷小学校ほか2校屋内運動場空調設備賃貸借
契約金額（総額） ※税込で記載	小学校分 円
	中学校分 円
	合計 円
履行期間	令和6年6月4日 から 令和11年8月31日 まで
リース期間	令和6年9月1日 から 令和11年8月31日 まで

※内訳金額について、小学校分と中学校分の金額は次のとおりとする。

- ・小学校分： 74,246,700円 を限度とする。
- ・中学校分： 41,764,800円 を限度とする。

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市立柏ヶ谷小学校ほか2校屋内運動場空調設備賃貸借			
契約金額（総額） ※税込で記載				
履行期間	令和6年6月4日	から	令和11年8月31日	まで
リース期間	令和6年9月1日	から	令和11年8月31日	まで

契約金支払内訳書

令和6年度 小計		(税込)
----------	--	------

年 月	支払金額（税込）	備 考（税込内訳）
令和6年9月分		小学校
		中学校
令和6年10月分		小学校
		中学校
令和6年11月分		小学校
		中学校
令和6年12月分		小学校
		中学校
令和7年1月分		小学校
		中学校
令和7年2月分		小学校
		中学校
令和7年3月分		小学校
		中学校

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市立柏ヶ谷小学校ほか2校屋内運動場空調設備賃貸借			
契約金額（総額） ※税込で記載				
履行期間	令和6年6月4日	から	令和11年8月31日	まで
リース期間	令和6年9月1日	から	令和11年8月31日	まで

契約金支払内訳書

令和7年度 小計	(税込)
----------	------

年 月	支払金額（税込）	備 考（税込内訳）
令和7年4月分		小学校
		中学校
令和7年5月分		小学校
		中学校
令和7年6月分		小学校
		中学校
令和7年7月分		小学校
		中学校
令和7年8月分		小学校
		中学校
令和7年9月分		小学校
		中学校
令和7年10月分		小学校
		中学校
令和7年11月分		小学校
		中学校
令和7年12月分		小学校
		中学校
令和8年1月分		小学校
		中学校
令和8年2月分		小学校
		中学校
令和8年3月分		小学校
		中学校

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市立柏ヶ谷小学校ほか2校屋内運動場空調設備賃貸借			
契約金額（総額） ※税込で記載				
履行期間	令和6年6月4日	から	令和11年8月31日	まで
リース期間	令和6年9月1日	から	令和11年8月31日	まで

契約金支払内訳書

令和8年度 小計	(税込)
----------	------

年 月	支払金額（税込）	備 考（税込内訳）
令和8年4月分		小学校
		中学校
令和8年5月分		小学校
		中学校
令和8年6月分		小学校
		中学校
令和8年7月分		小学校
		中学校
令和8年8月分		小学校
		中学校
令和8年9月分		小学校
		中学校
令和8年10月分		小学校
		中学校
令和8年11月分		小学校
		中学校
令和8年12月分		小学校
		中学校
令和9年1月分		小学校
		中学校
令和9年2月分		小学校
		中学校
令和9年3月分		小学校
		中学校

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市立柏ヶ谷小学校ほか2校屋内運動場空調設備賃貸借			
契約金額（総額） ※税込で記載				
履行期間	令和6年6月4日	から	令和11年8月31日	まで
リース期間	令和6年9月1日	から	令和11年8月31日	まで

契約金支払内訳書

令和9年度 小計	(税込)
----------	------

年 月	支払金額（税込）	備 考（税込内訳）
令和9年4月分		小学校
		中学校
令和9年5月分		小学校
		中学校
令和9年6月分		小学校
		中学校
令和9年7月分		小学校
		中学校
令和9年8月分		小学校
		中学校
令和9年9月分		小学校
		中学校
令和9年10月分		小学校
		中学校
令和9年11月分		小学校
		中学校
令和9年12月分		小学校
		中学校
令和10年1月分		小学校
		中学校
令和10年2月分		小学校
		中学校
令和10年3月分		小学校
		中学校

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市立柏ヶ谷小学校ほか2校屋内運動場空調設備賃貸借			
契約金額（総額） ※税込で記載				
履行期間	令和6年6月4日	から	令和11年8月31日	まで
リース期間	令和6年9月1日	から	令和11年8月31日	まで

契約金支払内訳書

令和10年度 小計	(税込)
-----------	------

年 月	支払金額（税込）	備 考（税込内訳）
令和10年4月分		小学校
		中学校
令和10年5月分		小学校
		中学校
令和10年6月分		小学校
		中学校
令和10年7月分		小学校
		中学校
令和10年8月分		小学校
		中学校
令和10年9月分		小学校
		中学校
令和10年10月分		小学校
		中学校
令和10年11月分		小学校
		中学校
令和10年12月分		小学校
		中学校
令和11年1月分		小学校
		中学校
令和11年2月分		小学校
		中学校
令和11年3月分		小学校
		中学校

年度別支払金額内訳書

件名	海老名市立柏ヶ谷小学校ほか2校屋内運動場空調設備賃貸借			
契約金額（総額） ※税込で記載				
履行期間	令和6年6月4日	から	令和11年8月31日	まで
リース期間	令和6年9月1日	から	令和11年8月31日	まで

契約金支払内訳書

令和11年度 小計		(税込)
-----------	--	------

年 月	支払金額（税込）	備 考（税込内訳）
令和11年4月分		小学校
		中学校
令和11年5月分		小学校
		中学校
令和11年6月分		小学校
		中学校
令和11年7月分		小学校
		中学校
令和11年8月分		小学校
		中学校

履行実績等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号)
履行実績等の要件※ 入札案件概要書「その他の要件」欄コピー	

○履行実績の概要

契約件名		
発注者		
契約金額		
履行期間		
業務内容ほか		
添付書類 ※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	<input type="checkbox"/> 契約書の写し	枚
	<input type="checkbox"/>	枚
	<input type="checkbox"/>	枚

※実績等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。（コメントの付加、マーカー表示など）

担当者様 _____ 連絡先 _____